

令和4年第3回広尾町議会臨時会 第1号

令和4年8月16日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 報告第 8号 専決処分の報告について
- 6 報告第 9号 専決処分の報告について
- 7 議案第56号 訴えの提起について
- 8 議案第57号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 13番 堀田 成郎 |

○欠席議員（1名）

- 12番 浜頭 勝

○出席説明員

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 村 瀬 優 |
| 副 町 長 | 田 中 靖 章 |
| 会 計 管 理 者 | 山 崎 勝 彦 |
| 兼 出 納 室 長 | 山 崎 勝 彦 |
| 総 務 課 長 | 山 岸 直 宏 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柏 崎 弥 香 子 |
| 併 総 務 課 参 事 | 西 内 努 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 木 幡 幸 雄 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 木 村 正 樹 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 坂 田 邦 昭 |

企 画 課 長	及 川 隆 之
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 也
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 美
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	西 脇 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	佐 々 木 み ゆ き
兼 豊 似 保 育 所 長	佐 々 木 み ゆ き
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	寺 井 真 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 一
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井 真 弘
港 湾 課 長	安 岡 伸 一
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 課 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	今	村	弘	美
事 務 局	長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局	長	白	石	晃	基
事 務 局	次 長	佐	藤	直	美
総 務 係	主 事 補	齊	藤	香	月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第3回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
議員の出欠であります。12番、浜頭勝議員より欠席の届出があります。
本臨時会には、町長から承認1件、報告2件、議案2件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。
- 1、町長（村瀬） 令和4年第3回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定公表についてであります。
当該巨大地震が発生した際の道内市町村ごとの被害想定が、7月28日に北海道より公表されまし

た。この被害想定は、巨大地震が発生した際に想定される具体的な被害を算定し、規模などを明らかにすることにより、各地域における効果的な防災対策の推進のため活用されることを目的として公表されたものです。

本想定は、夏の昼間、冬の夕方、冬の深夜の3つのパターンで、建物被害や人的被害を推計しています。

本町の想定結果であります。1の建物被害につきましては、全壊棟数が夏の昼間で530棟、冬の夕方と冬の深夜でそれぞれ600棟と推計され、多くが津波による被害とされておりまして、冬の被害棟数が夏よりも多くなるのは、積雪荷重により被害が増える想定となっております。

2の人的被害につきましては、津波による死者数が夏の昼間で260人、冬の夕方210人、冬の深夜で170人と推計されていますが、早期避難を呼びかけることによって、夏の昼間で60人、冬の夕方50人、冬の深夜で60人となり、死者数が大幅に減少すると推計されています。

なお、昼間の人数が夕方や深夜より多くなるのは、十勝港や中広尾地区に多くの従業者がいるためです。

また、4に記載のとおり、冬の深夜では低体温症の要対処者が60人に上ると推計されています。

この想定結果を受けまして、本町といたしましては、沿岸の浸水想定地区の住民及び十勝港、中広尾地区の従業者に対し、改めて早期避難の意識を啓発するとともに、これらの方々が安心して避難できる環境をさらに整えていきたいと考えております。

今後の予定ですが、今年の秋頃に特に甚大な被害が見込まれる市町村を国が特別強化区域に指定する予定となっております。この指定を受けると、避難施設の整備などを盛り込んだ事業計画を策定することにより、国の補助を受けながらハード面の整備を進めることができるようになります。

続きまして、2点目の道路整備作業中の事故についてであります。

6月3日、広尾郡広尾町字紋別13線55番6地先路上において、建設水道課職員運転のダンプ車両が道路砂利敷き作業中、町道を横断しているNTTケーブルにダンプの荷台が接触し、SDケーブル及び架空光ケーブルを切断し、損害を与えたものであります。

なお、この事故によるけが人はありませんでした。

損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る関係予算の専決処分につきましては、本議会に提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

職員には、作業を行う際の安全確認につきましては、日頃より指導を行っているところですが、一層の徹底を図るよう指導してまいります。このような事故が発生したことをおわび申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第4号

1、議長（堀田） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについての関係であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分事件は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第4号）であります。

次のページの専決処分書であります。

先ほど申し上げました令和4年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてでありまして、別紙にお示しをしたとおりであります。

専決処分の理由であります。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費予算の追加計上について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきました。

処分日につきましては、令和4年6月30日であります。

次のページの別紙、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第4号）であります。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、予算の総額を78億9,613万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表の歳入であります。

15款2項道補助金は、子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金であります。

次のページの歳出であります。

3款2項児童福祉費は、北海道が独自に給付を行う子育て世帯臨時特別給付金及び事務費の追加であります。

以上で、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第5 報告第8号～日程第6 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第8号 専決処分の報告についてと日程第6、報告第9号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第8号及び報告第9号 専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

初めに、報告第8号であります。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

相手方、事故の概要、和解の内容及び損害賠償額については、記載のとおりであります。

道路整備作業中の事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したものであります。

次のページの報告第9号であります。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

令和4年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

専決処分の理由であります。

道路整備作業中の事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただきました。

処分日につきましては、令和4年8月4日であります。

次のページの令和4年度広尾町一般会計補正予算（第5号）であります。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、予算の総額を78億9,624万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの第1表の歳入であります。

20款5項雑入は、損害賠償金に係る自動車共済金10万9,000円を追加するものであります。

次のページの歳出であります。

7款2項道路橋りょう費は、損害賠償金10万9,000円を計上するものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第8号、報告第9号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第7 議案第56号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第56号 訴えの提起についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第56号 訴えの提起について提案理由を申し上げます。

本案は、町有地の明渡しの請求に関し、下記に記載された訴えを釧路地方裁判所に提起するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

訴訟の相手方は、記載のとおりであります。

事件の要旨は、相手方が町有地に無断で工作物を設置し、町有地を不法に占有しており、再三にわたる明渡しの催告にも応じないため、町有地の明渡し及び賃料相当損害金の支払いを求めるものであります。

議案資料の1ページであります。町有地の不法占有箇所図と下段に賃料相当損害金の算出について記載をしておりますので、ご覧いただければというふうに思っております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第56号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第57号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第57号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について

てを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第57号について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもの
であります。

歳出予算の補正でありまして、第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」
によるものであります。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書2ページになります。

まず、補正の歳出であります。

2款1項総務管理費は、議案第56号の件に係る弁護士委託料の追加であります。

3款1項社会福祉費は、令和4年度の敬老会の開催主体を実行委員会から町に変更したことによ
る予算の組替えであります。謝金や食料費のほか、事務費を計上し、実行委員会への交付金を減額
するものであります。

12款予備費は、予算全体を調整するものであります。

以上で、議案第57号の提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げま
す。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することにい
たします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第57号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和4年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時17分